

平成25年10月15日

担当課	薬務行政室
内線電話	2469
直通電話	095-895-2469
担当者	山下(慎) 山田

医薬品成分が検出された健康食品について(情報提供)

長崎県では、いわゆる健康食品による健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品成分の含有が疑われる健康食品の買上調査を実施しています。

今般、インターネットによる通信販売で健康食品を買い上げ、分析したところ、下記の1製品から医薬品成分が検出されましたのでお知らせします。

いわゆる健康食品において医薬品成分を含むものは医薬品とみなされ、厚生労働大臣の承認及び許可を受けずに製造販売することは、薬事法で禁止されています。

県民の皆さまへの注意喚起のため、本日より県ホームページに当該製品名等を掲載します。

なお、現在のところ、本県では当該製品に係る健康被害の相談、報告はありません。

記

1 分析機関

長崎県環境保健研究センター

2 違反品の概要について

製品名	レッドエナジー 新・暴発核男頭
内容量	377mg×30 カプセル
販売業者 (1)	株式会社メディアリンク (所在地)群馬県太田市石原町 291-3 ニッケイプラザ2F
販売方法	インターネットによる通信販売
総発売元 (2)	株式会社ライジング (住所)東京都品川区西五反田 2-10-8
検出した 医薬品成分	ヨヒンビン [1カプセル(377mg)中1.89mg 検出]

1 販売業者：インターネットによる販売者

2 総発売元：当該製品の販売者(製品表示による)

3 違反内容

当該製品から検出された「ヨヒンビン」は医薬品成分であり、これを含有する当該製品は、薬事法第2条第1項に規定する医薬品に該当し、当該製品を販売することは、同法第55条第2項(無承認無許可医薬品の販売等の禁止)の規定に違反する。

〔製品写真〕

レッドエナジー 新・暴発核男頭

【外部の容器（前面）】



【中身】



4 県の対応

当該品の購入・使用の中止を注意喚起する。

県のホームページに製品の情報を掲載し、使用中止等について注意喚起を行う。

(URL) <http://www.pref.nagasaki.jp/press-contents>

県下医薬品販売団体等へ周知を行う。

〔補足〕当該製品については、すでに横浜市が同一の違反事例として平成25年9月13日に公表しており、販売業者、総発売元を所管する自治体（群馬県及び東京都）において、当該業者に対する対応がすでに実施されています。

5 県民の皆さまへのお願い（注意喚起）

ヨヒンピンは、神経衰弱性陰萎治療薬等の有効成分として使用されており、発疹、発赤、めまい、発汗、脱力感、血圧上昇などの副作用の報告があります。

当該製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

インターネット等で販売されているいわゆる健康食品の中には、健康を害する成分が含まれていることもありますので、購入時には十分注意してください。

〔参考〕

(1) ヨヒンビンについて

国内ではヨヒンビンの塩酸塩（塩酸ヨヒンビン）が医薬品として承認されており、他の成分との複合製剤として流通しています。なお、ヨヒンビンは劇薬に指定されており、使用する場合は注意が必要です。その適応と主な副作用は以下のとおりです。

〔効能・効果〕神経衰弱性陰萎、老衰性陰萎、衰弱性射精

〔副作用〕発疹、発赤、めまい、発汗、脱力感、血圧上昇、どうき 等

(2) 薬事法条文

(定義)

第2条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

1. 日本薬局方に収められている物
2. 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品を除く。）
3. 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

(販売、授与等の禁止)

第55条 第50条から前条までの規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 模造に係る医薬品、第13条の3の認定を受けていない製造所（外国にある製造所に限る。）において製造された医薬品、第13条第1項若しくは第6項の規定に違反して製造された医薬品又は第14条第1項若しくは第9項（第19条の2第5項において準用する場合を含む。）第19条の2第4項若しくは第23条の2第1項若しくは第4項の規定に違反して製造販売をされた医薬品についても、前項と同様とする。